

# 自転車安全適正利用対策 検討の経緯と現状

令和元年8月8日

統計データ出典：警察庁「交通事故統計」・山梨県警察本部「交通事故統計」

# 1. 全国の自転車事故の状況

- ・ 悪質な運転（スマホしながらの運転等）から発生する事故が全国各地で発生

## 元女子大生に禁錮2年求刑し結審 自転車スマホ死亡事故、初公判

スマートフォンと飲み物を持ちながら電動アシスト自転車に乗り、歩行者にぶつかって死亡させたとして、重過失致死罪で在宅起訴された元大学生の初公判が12日、横浜地裁川崎支部で開かれ、被告は起訴内容を認めた。検察側は禁錮2年を求刑し、即日結審した。

論告で検察側は「少なくとも5～6秒間はスマホを見て完全に脇見運転しており、安全運転の意識が欠如している」と指摘。弁護側は「大学を退学するなど制裁を受けている」として執行猶予付きの判決を求めた。被告は「同じ過ちはしません」と謝罪した。

2017年12月川崎市

## 自転車スマホで死亡事故 男子大 学生を書類送検

茨城県つくば市で今年6月、歩行者の男性がマウンテンバイクにはねられて死亡する事故があり、スマートフォンを見ながらの運転だったとして茨城県警が重過失致死の疑いで男子大学生（19）を書類送検していたことがわかった。

事故は6月25日夜、つくば市の歩道で発生。団体職員（62）が男子大学生のマウンテンバイクにはねられ、頭部を強く打つなどして翌日死亡した。捜査関係者によると、男子大学生はスマホを見ながら無灯火で走行していたという。

2018年6月茨城県つくば市

## 無灯火の自転車と衝突 散歩中の 男性死亡

熊本市東区湖東3丁目の国道57号沿いで16日午後7時50分ごろ、散歩をしていた同区湖東会社役員（79）が、向かい側から来た県立高校2年の男子生徒（16）の自転車と衝突した。

県警によると、菊川さんは転倒して後頭部を強く打ち、病院に搬送されたが、17日午前4時50分ごろ死亡した。高校生は左ひじに軽傷を負った。

自転車にはライトを取り付けておらず、無灯火で走行していたという。同署は過失致死の疑いもあるとみて、調べている。

2019年6月熊本市

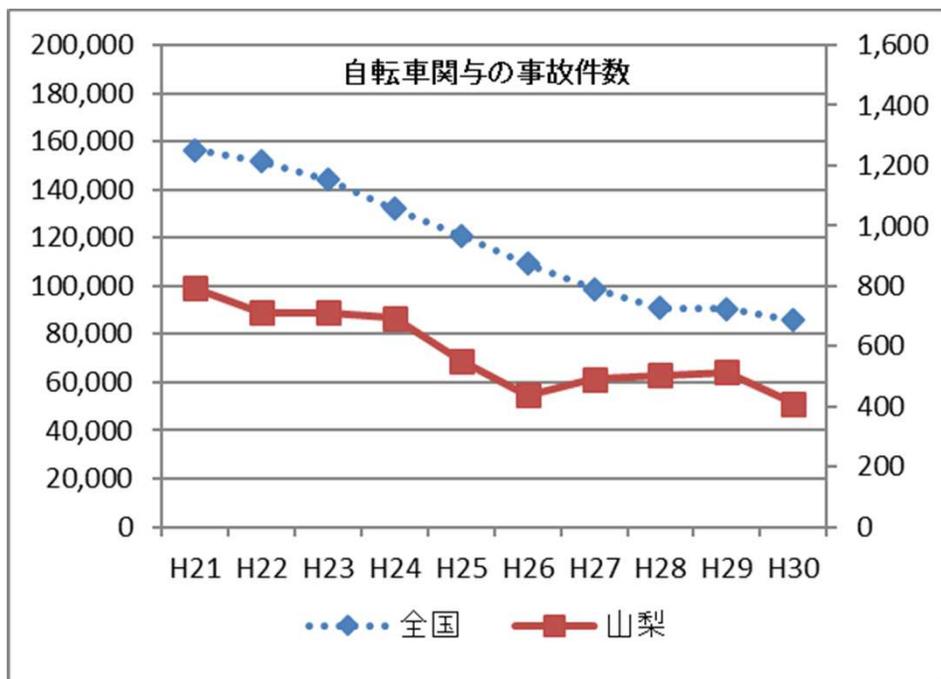
## 1. 全国の自転車事故の状況

- ・ 自転車事故に伴う数千万円にのぼる高額賠償命令が全国各地で発生

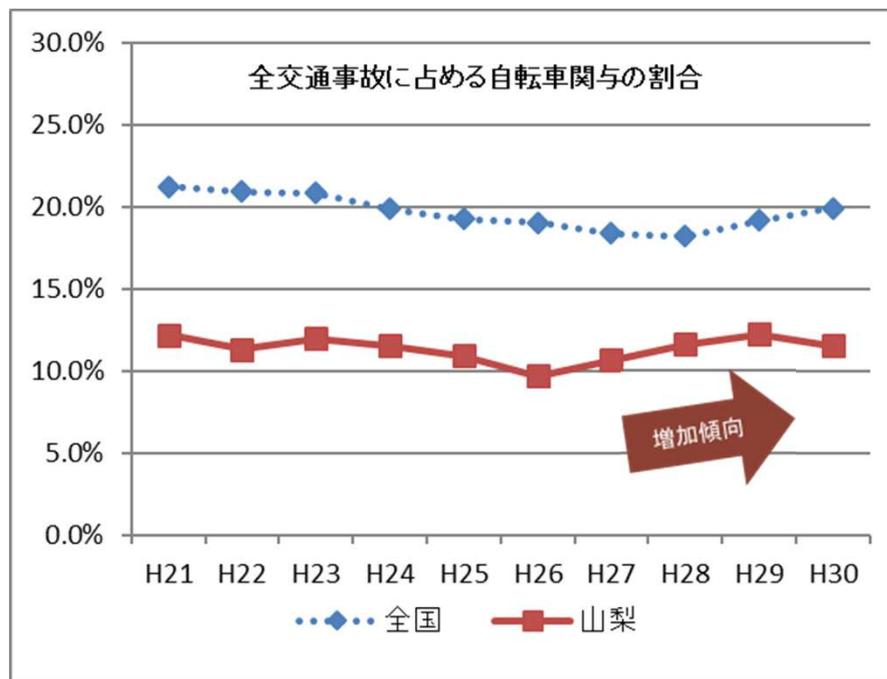
賠償額 (万円)	裁判所	判決日	被害者	被害内容	加害者・過失
9,521	神戸	平成25年7月4日	女性62歳	歩行者 後遺障害	小学生(11歳) 無灯火
9,266	東京	平成20年6月5日	男性24歳	自転車運転 後遺障害	男子高校生 通行違反
6,779	東京	平成15年9月30日	女性38歳	歩行者 死亡	男性 交差点進行
5,438	東京	平成19年4月11日	女性55歳	歩行者 死亡	男性 信号無視
4,746	東京	平成26年1月28日	女性75歳	歩行者 死亡	男性 信号無視

## 2. 本県の自転車事故の状況

- ・ 本県の自転車事故件数は10年前と比べて減少しており、H25からは4～5百件台で推移
- ・ 全事故に占める割合は全国と比べると下回っているが、近年のH26以降は増加傾向



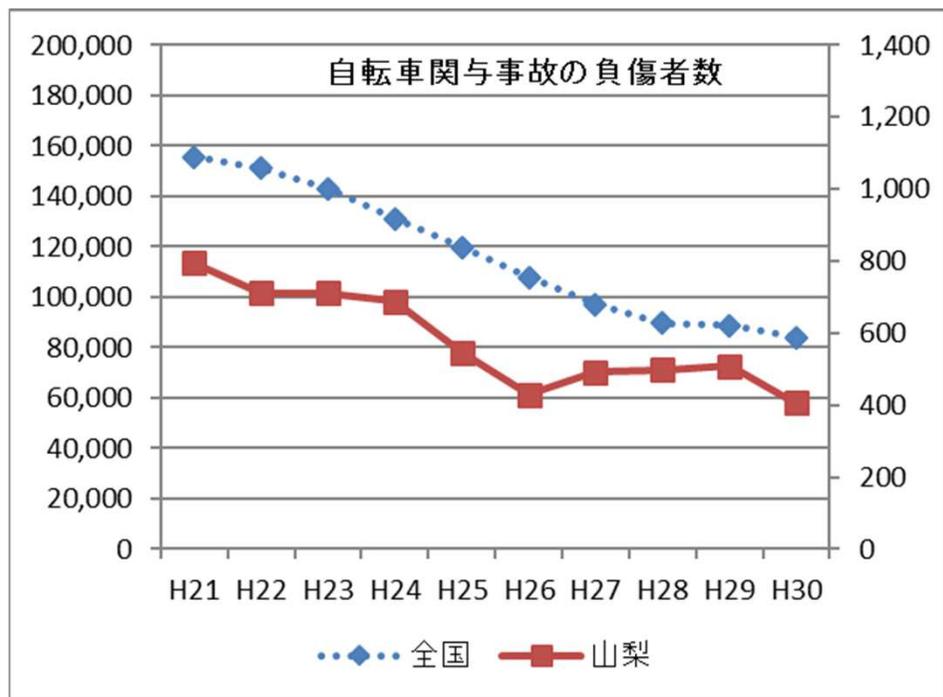
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	156,488	151,683	144,062	132,051	121,040	109,269	98,700	90,837	90,407	85,641
山梨	792	711	712	694	552	437	492	504	513	410



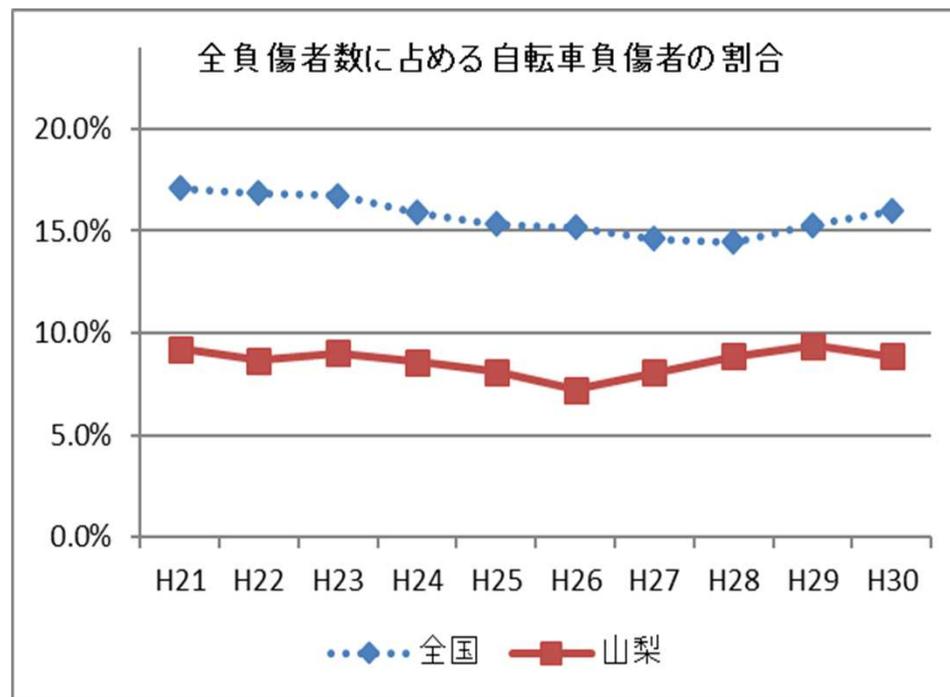
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	21.2%	20.9%	20.8%	19.9%	19.2%	19.0%	18.4%	18.2%	19.1%	19.9%
山梨	12.2%	11.3%	12.0%	11.5%	10.9%	9.7%	10.6%	11.6%	12.2%	11.5%

## 2. 本県の自転車事故の状況

- ・ 負傷者数については、自転車事故件数と同様の傾向が見られる。



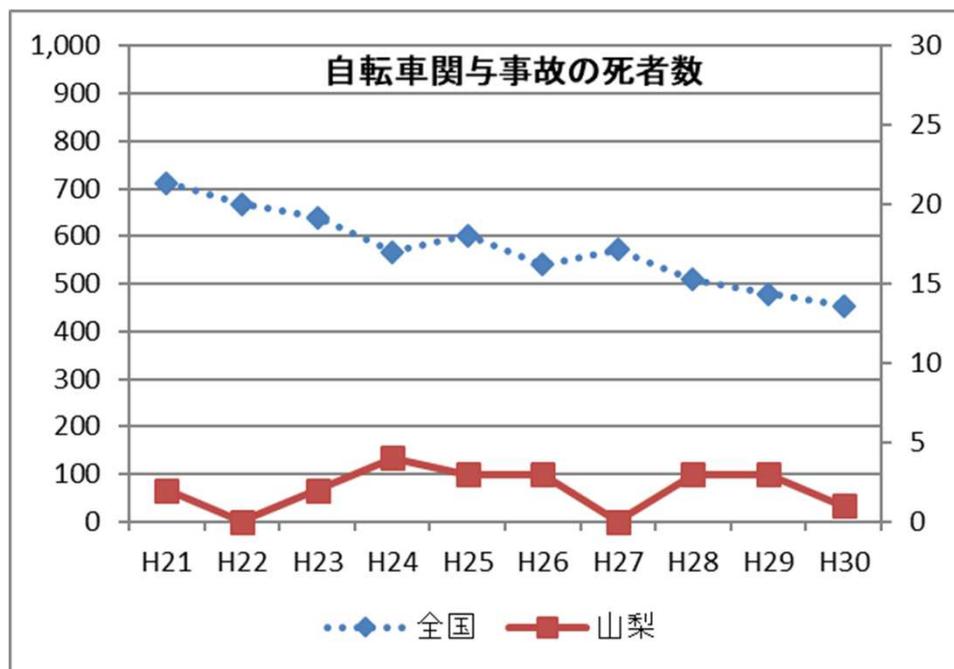
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	155,670	151,008	143,140	131,198	119,928	107,998	97,233	89,547	88,889	83,930
山梨	795	711	711	688	546	428	491	498	508	405



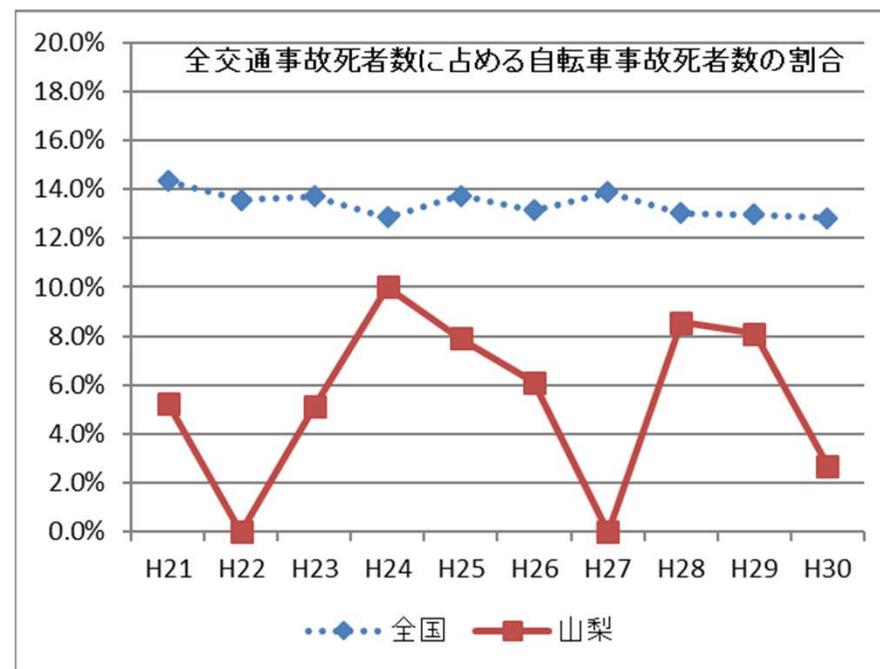
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	17.1%	16.8%	16.7%	15.9%	15.3%	15.2%	14.6%	14.5%	15.3%	16.0%
山梨	9.2%	8.6%	9.0%	8.6%	8.1%	7.2%	8.1%	8.9%	9.4%	8.8%

## 2. 本県の自転車事故の状況

- ・ 自転車事故の死者数は0～4人で推移



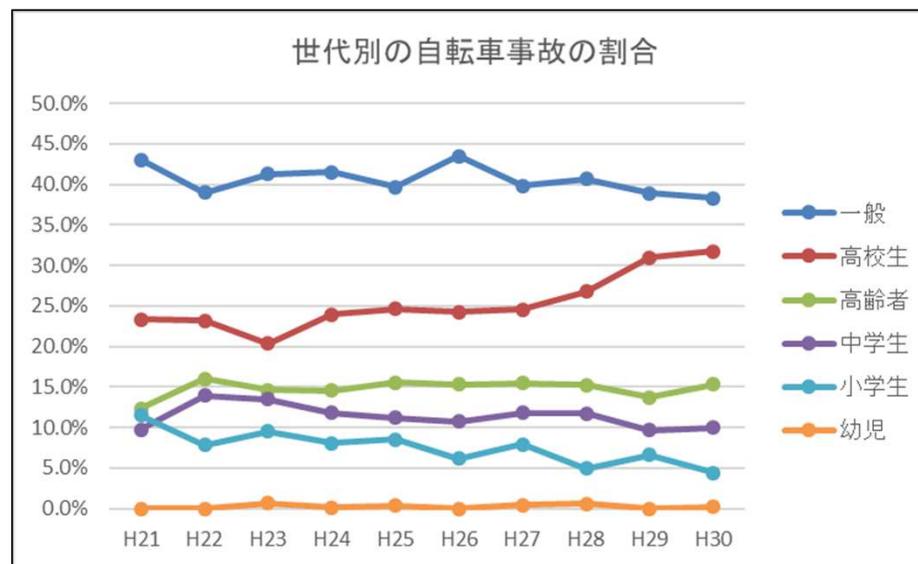
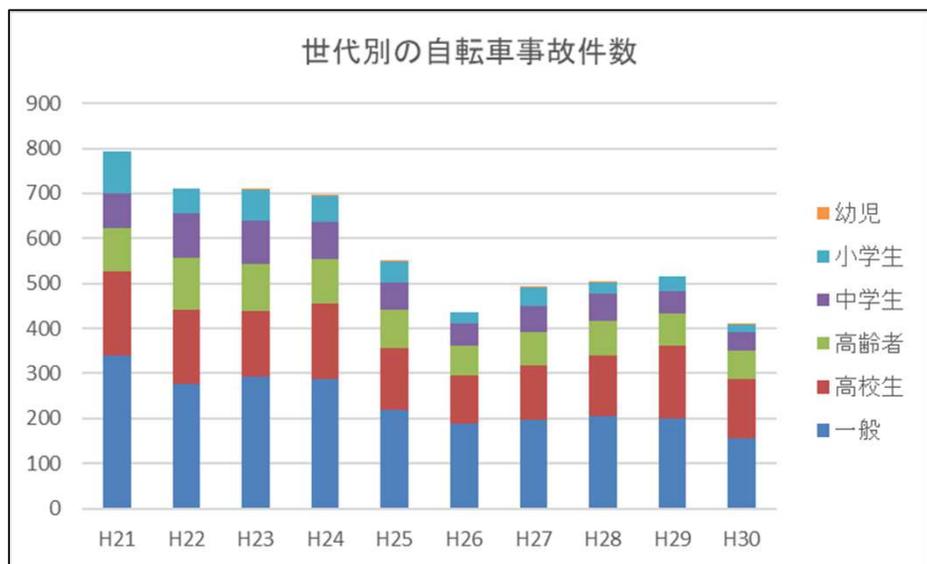
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	712	668	639	567	601	540	572	509	479	453
山梨	2	0	2	4	3	3	0	3	3	1



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	14.3%	13.6%	13.7%	12.9%	13.7%	13.1%	13.9%	13.0%	13.0%	12.8%
山梨	5.3%	0.0%	5.1%	10.0%	7.9%	6.1%	0.0%	8.6%	8.1%	2.7%

## 2. 本県の自転車事故の状況

- 自転車事故件数は高校生と一般利用者が7割程度と大部分を占めている。
- 世代別では高校生が占める割合が近年上昇している。



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般	341	277	294	288	219	190	196	205	199	157
高校生	185	165	145	166	136	106	121	135	159	130
高齢者	98	114	104	101	86	67	76	77	71	63
中学生	77	99	96	82	62	47	58	59	50	41
小学生	91	56	68	56	47	27	39	25	34	18
幼児	0	0	5	1	2	0	2	3	0	1
計	792	711	712	694	552	437	492	504	513	410

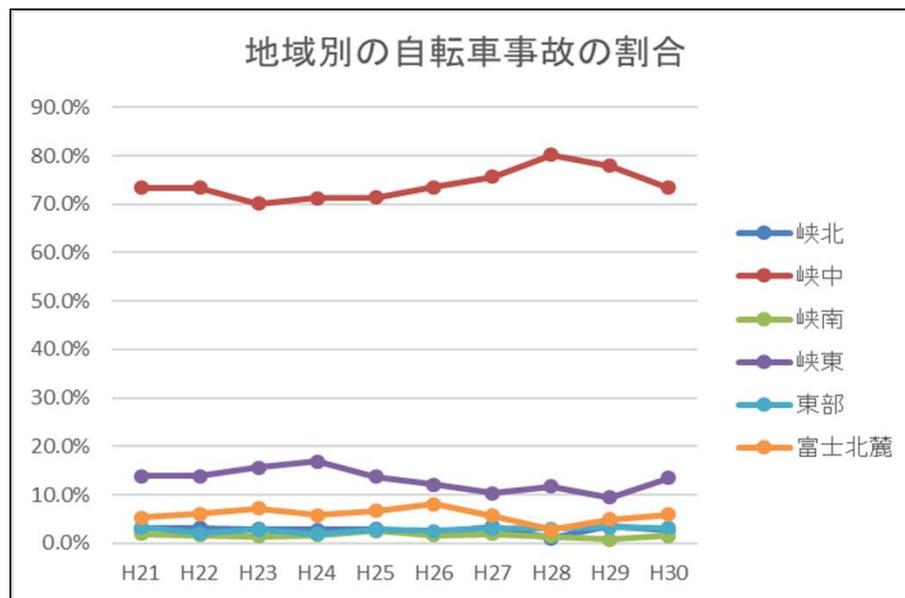
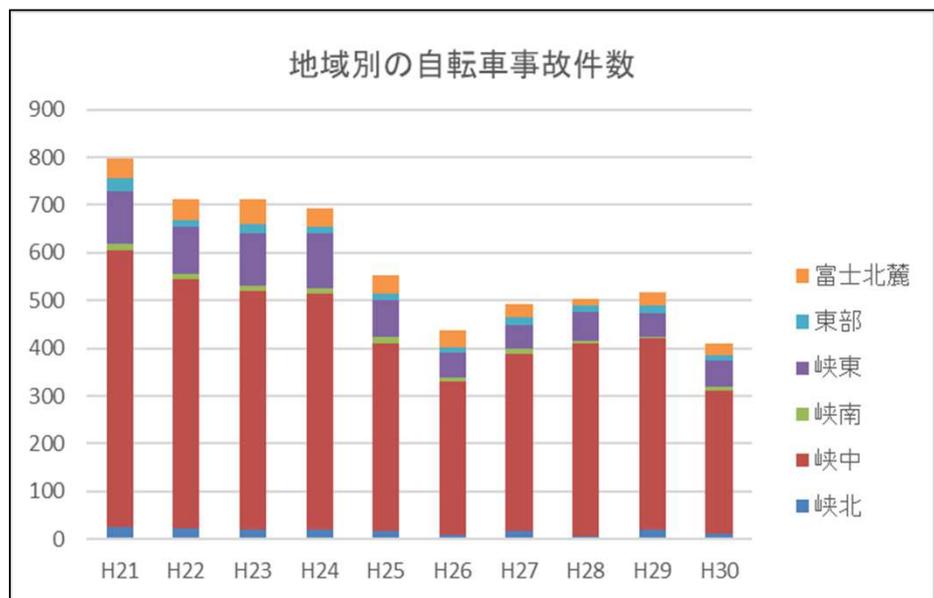
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般	43.1%	39.0%	41.3%	41.5%	39.7%	43.5%	39.8%	40.7%	38.8%	38.3%
高校生	23.4%	23.2%	20.4%	23.9%	24.6%	24.3%	24.6%	26.8%	31.0%	31.7%
高齢者	12.4%	16.0%	14.6%	14.6%	15.6%	15.3%	15.4%	15.3%	13.8%	15.4%
中学生	9.7%	13.9%	13.5%	11.8%	11.2%	10.8%	11.8%	11.7%	9.7%	10.0%
小学生	11.5%	7.9%	9.6%	8.1%	8.5%	6.2%	7.9%	5.0%	6.6%	4.4%
幼児	0.0%	0.0%	0.7%	0.1%	0.4%	0.0%	0.4%	0.6%	0.0%	0.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(参考)山梨県人口に占める割合

一般 (19~64歳)	54.4%
高校生 (16~18歳)	3.1%
高齢者 (65歳以上)	28.1%
中学生 (13~15歳)	2.9%
小学生 (7~12歳)	5.1%
幼児 (5~6歳)	1.6%

## 2. 本県の自転車事故の状況

- 地域別の事故件数は甲府市を中心とした峡中地域が7割を超えている状況



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
峡北	24	22	21	19	16	10	17	5	19	11
峡中	581	522	499	494	394	321	372	404	399	301
峡南	15	12	10	11	14	7	9	7	4	6
峡東	110	98	111	117	76	53	51	59	49	55
東部	26	14	20	13	15	11	15	15	18	13
富士北麓	42	43	51	40	37	35	28	14	24	24
計	792	711	712	694	552	437	492	504	513	410

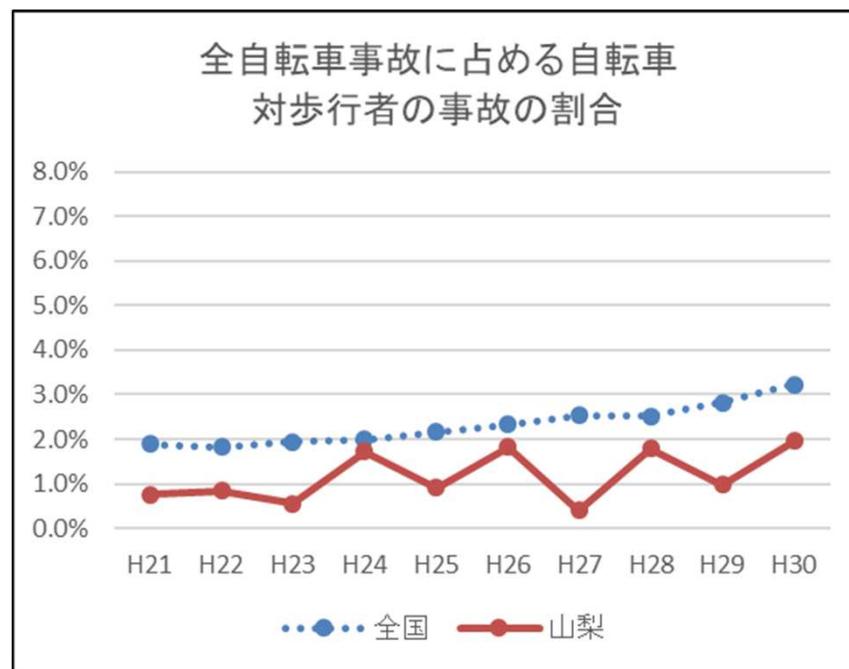
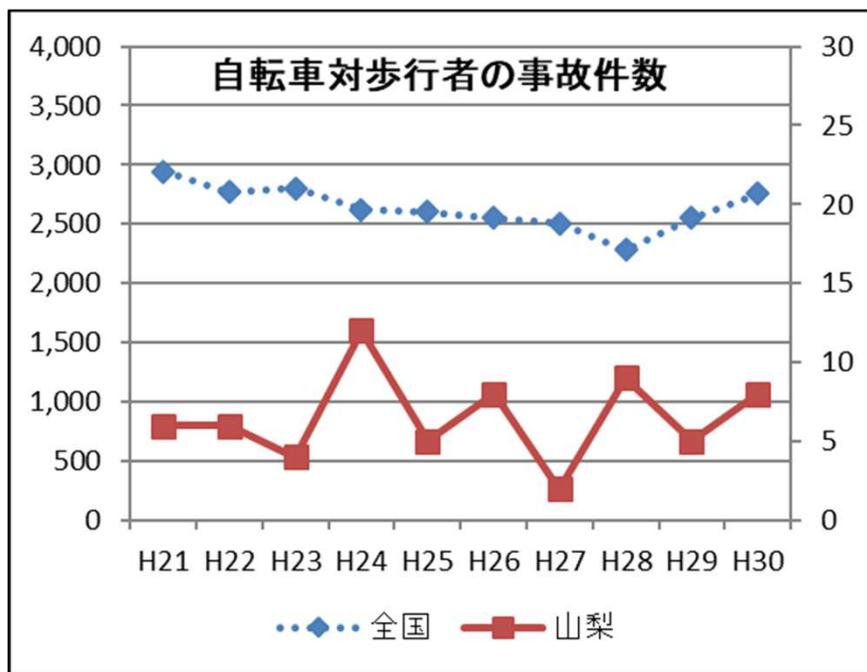
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
峡北	3.0%	3.1%	2.9%	2.7%	2.9%	2.3%	3.5%	1.0%	3.7%	2.7%
峡中	73.4%	73.4%	70.1%	71.2%	71.4%	73.5%	75.6%	80.2%	77.8%	73.4%
峡南	1.9%	1.7%	1.4%	1.6%	2.5%	1.6%	1.8%	1.4%	0.8%	1.5%
峡東	13.9%	13.8%	15.6%	16.9%	13.8%	12.1%	10.4%	11.7%	9.6%	13.4%
東部	3.3%	2.0%	2.8%	1.9%	2.7%	2.5%	3.0%	3.0%	3.5%	3.2%
富士北麓	5.3%	6.0%	7.2%	5.8%	6.7%	8.0%	5.7%	2.8%	4.7%	5.9%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(参考) 山梨県人口に占める割合

峡北	9.0%
峡中	47.3%
峡南	6.0%
峡東	16.2%
東部	9.9%
富士北麓	11.6%

## 2. 本県の自転車事故の状況

- 全自転車事故に占める自転車対歩行者の割合は上昇傾向が見られる。



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	2,946	2,770	2,806	2,625	2,605	2,551	2,506	2,281	2,550	2,756
山梨	6	6	4	12	5	8	2	9	5	8

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	1.9%	1.8%	1.9%	2.0%	2.2%	2.3%	2.5%	2.5%	2.8%	3.2%
山梨	0.8%	0.8%	0.6%	1.7%	0.9%	1.8%	0.4%	1.8%	1.0%	2.0%

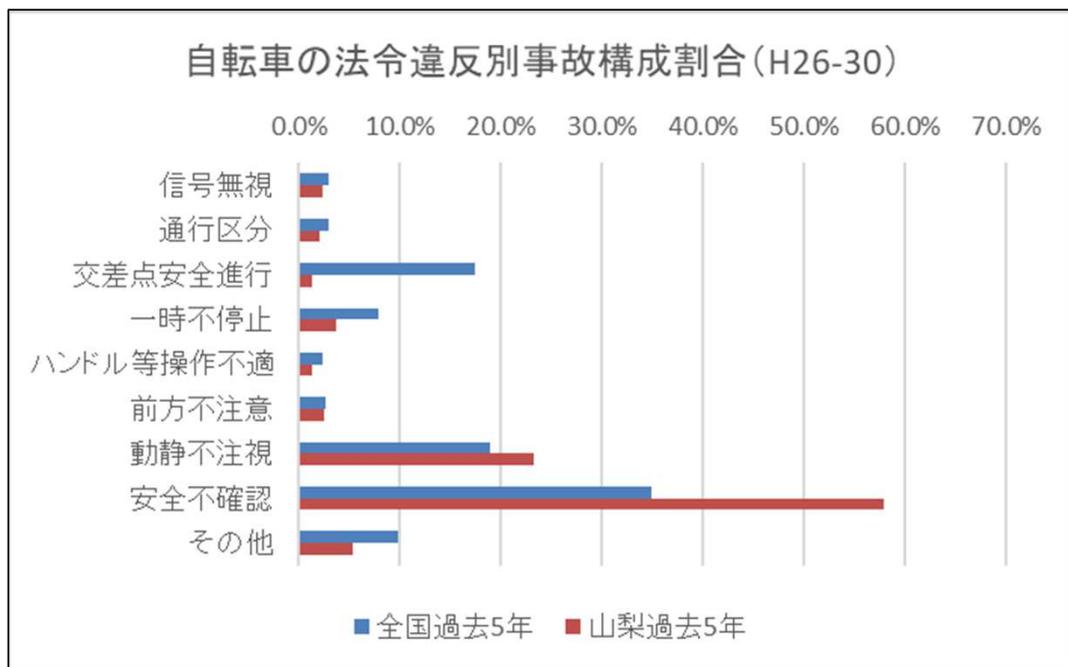
## 2. 本県の自転車事故の状況

- ・ 本県で昨年発生した自転車対歩行者の事故の状況は次のとおり

発生月	加害者年齢	被害者年齢	被害者負傷程度
1月	70歳台	10歳未満	軽傷
4月	10歳台	70歳台	軽傷
5月	10歳台	90歳台	軽傷
7月	20歳台	40歳台	軽傷
7月	20歳台	80歳台	軽傷
9月	20歳台	60歳台	<b>重傷</b>
10月	10歳台	80歳台	軽傷
12月	10歳台	60歳台	<b>重傷</b>

## 2. 本県の自転車事故の状況

- ・ 自転車の法令違反別事故は「安全不確認」「動静不注視」が多い。



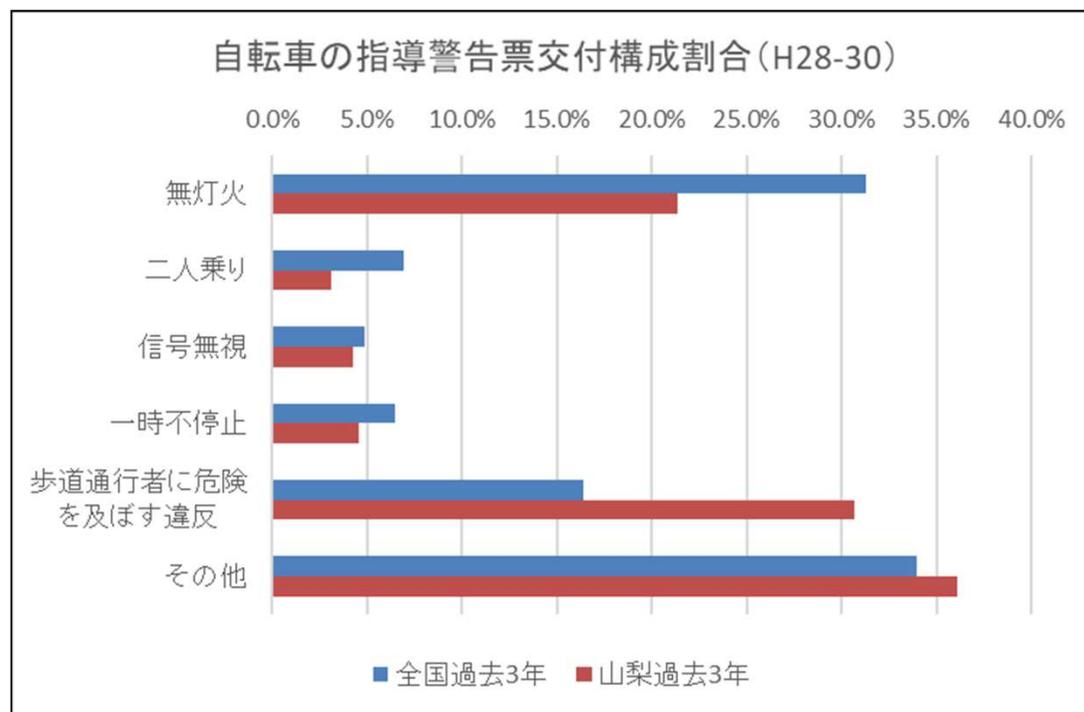
「動静不注視」とは、相手車両の存在をあらかじめ認識をしていたものの、いまだそれが事故に結びつく具体的な危険はないものと判断して、相手車両の動静の注視を怠った結果、事故にいたったような場合をさす。たとえば、「右前にいる車がまさか車線変更をすとは思わず注視していなかった」など、主として判断の誤りが事故原因となるもの

一方、「安全不確認」は、一時停止や徐行をしたものの、十分な安全確認をしなかったため、相手車両を見落とししたり、発見が遅れたりした結果、事故にいたったようなケースをさす。たとえば、見通しの悪い交差点などで、一時停止をして左右を見たが何も来ていなかったのに交差点に進入したところ、駐車車両の死角にいたバイクと衝突した、など

	信号無視	通行区分	交差点安全進行	一時不停止	ハンドル等操作不適	前方不注意	動静不注視	安全不確認	その他
全国過去5年	3.0%	2.9%	17.4%	7.9%	2.4%	2.7%	19.0%	34.9%	9.8%
山梨過去5年	2.4%	2.1%	1.3%	3.7%	1.3%	2.5%	23.3%	57.9%	5.4%

## 2. 本県の自転車事故の状況

- ・ 指導警告票交付件数の構成割合は、無灯火や並進走行、イヤホン・携帯電話をしながらの走行が多い。



	無灯火	二人乗り	信号無視	一時不停止	歩道通行者に危険を及ぼす違反	その他	合計
全国過去3年	31.3%	6.9%	4.9%	6.5%	16.4%	34.0%	100.0%
山梨過去3年	21.3%	3.1%	4.3%	4.5%	30.7%	36.1%	100.0%

「歩道通行者に危険を及ぼす違反」は、  
並進走行など  
に関する指導

「その他」は、  
イヤホンしながらの走行  
携帯電話をしながらの走行など  
に関する指導

### 3. 自転車損害賠償責任保険の加入状況

・ H30.2に警察本部及び教育委員会が実施した中高生の自転車保険加入に関する調査によると、中学生23.0%、高校生39.3%と低調な状況

県内中学校・高校の保険加入状況(H30.2調査)						
86校中83校回答						
中学生	生徒数	自転車通学者	保険加入生徒数	全生徒における加入割合	自転車通学者加入数	自転車通学者の加入割合
公立(78校)	20,322	7,489	4,786	23.6%	4,152	55.4%
私立(5校)	1,474	575	237	16.1%	237	41.2%
計	21,796	8,064	5,023	23.0%	4,389	54.4%
42校中39校回答						
高校生	生徒数	自転車通学者	保険加入生徒数	全生徒における加入割合	自転車通学者加入数	自転車通学者の加入割合
公立(29校)	17,268	9,785	7,643	44.3%	6,078	62.1%
私立(10校)	5,311	2,587	1,220	23.0%	1,220	47.2%
計	22,579	12,372	8,863	39.3%	7,298	59.0%

(参考 警察庁調査(2017年))  
 ・ 自転車歩行者にぶつかるなどして死亡・重傷となった事故のうち、自転車側の損害保険の加入率は60%、19歳以下の保険加入率は71%  
 ・ これに対し、本県の中高生の加入率は低い

### 3. 自転車損害賠償責任保険の加入状況

自転車損害賠償保険等には次のとおり様々な種類がある。

#### 《自転車損害賠償責任保険等の主な種類と概要》

- 自転車損害賠償責任保険等は大きく、個人向けと事業者向けに分かれます。
- 日常生活の中で発生した自転車事故における対人対物への補償は、個人賠償責任保険で対応することが可能です。（ただし、業務で自転車を使用中に発生した事故は補償されません。）
- 個人賠償責任保険の中には、交通事故傷害保険が組み込まれた自転車利用者向けの単体契約のものや、自動車保険等に特約として付帯できるものがあります。
- 加えて、団体構成員向けの団体保険などもあり、いくつかの保険（契約形態）の中から、個人のニーズに合ったものを選択することが可能です。

※保険の名称や補償内容については、保険会社によって異なります。

個人向けの保険		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車利用者向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T Aの保険	P T Aや学校が窓口となる保険
共済		全労災、県民共済など
T Sマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

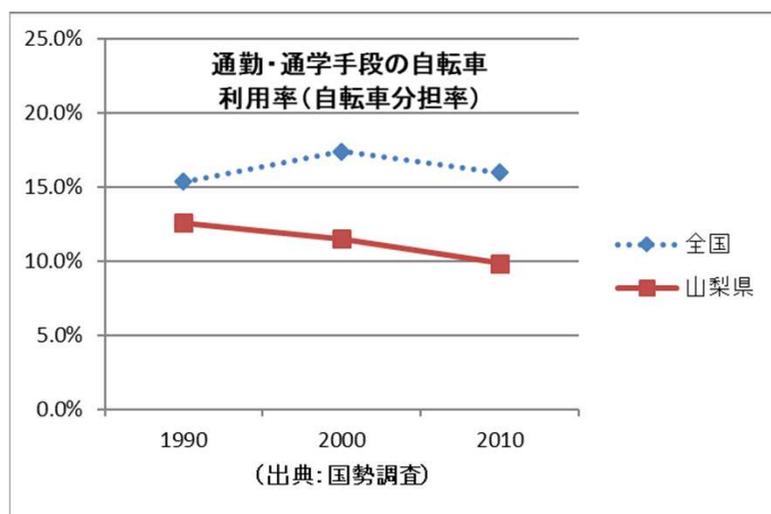
事業者向けの保険		保険の概要
施設賠償責任保険		業務遂行中の事故に備えた保険
T Sマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険

自転車貸出事業者向けの保険		保険の概要
施設賠償責任保険		利用者(借受人)の事故に備えた保険
T Sマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険

※保険料は安価なものは年1,230円（103円/月）から高額なものは年10,000円（約800円強/月）。補償金額により異なるが、おおむね相場は年4,000円（約300円強/月）。

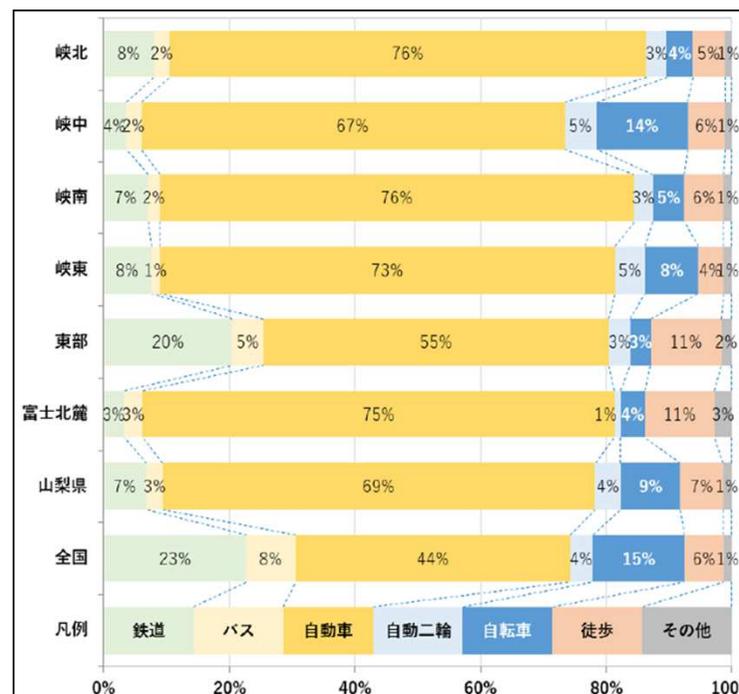
## 4. 自転車の利用状況

- ・ 本県の通勤・通学手段の自転車利用率は全国平均よりも低い（サイクリング等の観光利用者は含まれていない）。
- ・ 地域ごとでは峡中地域が多く、全国平均とほぼ同率
- ・ 利用者あたりの事故件数は全国よりも高い状況



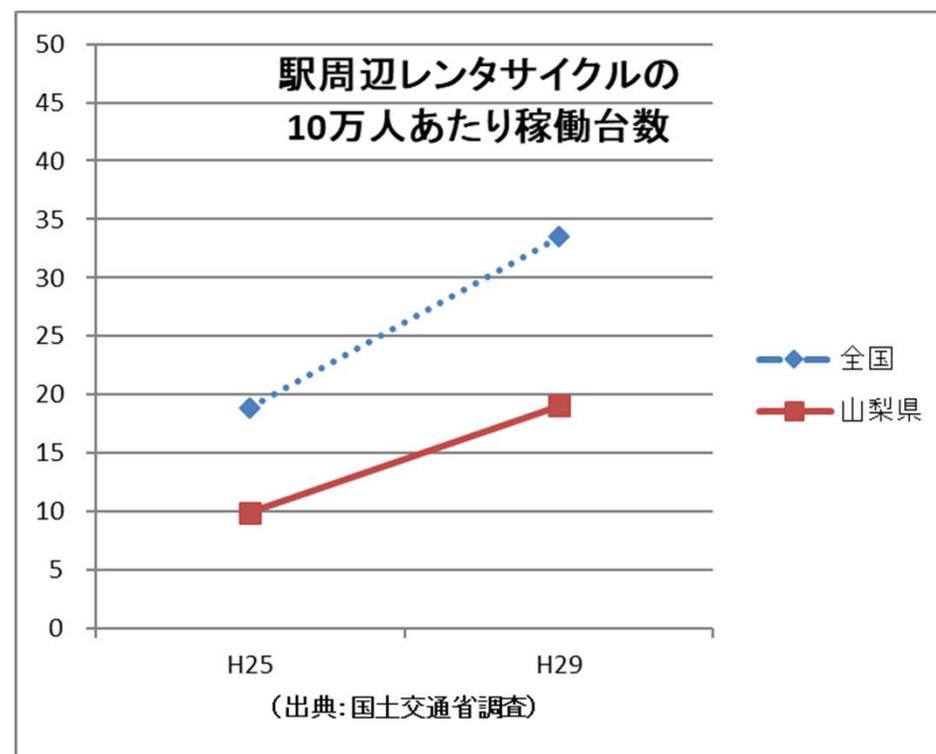
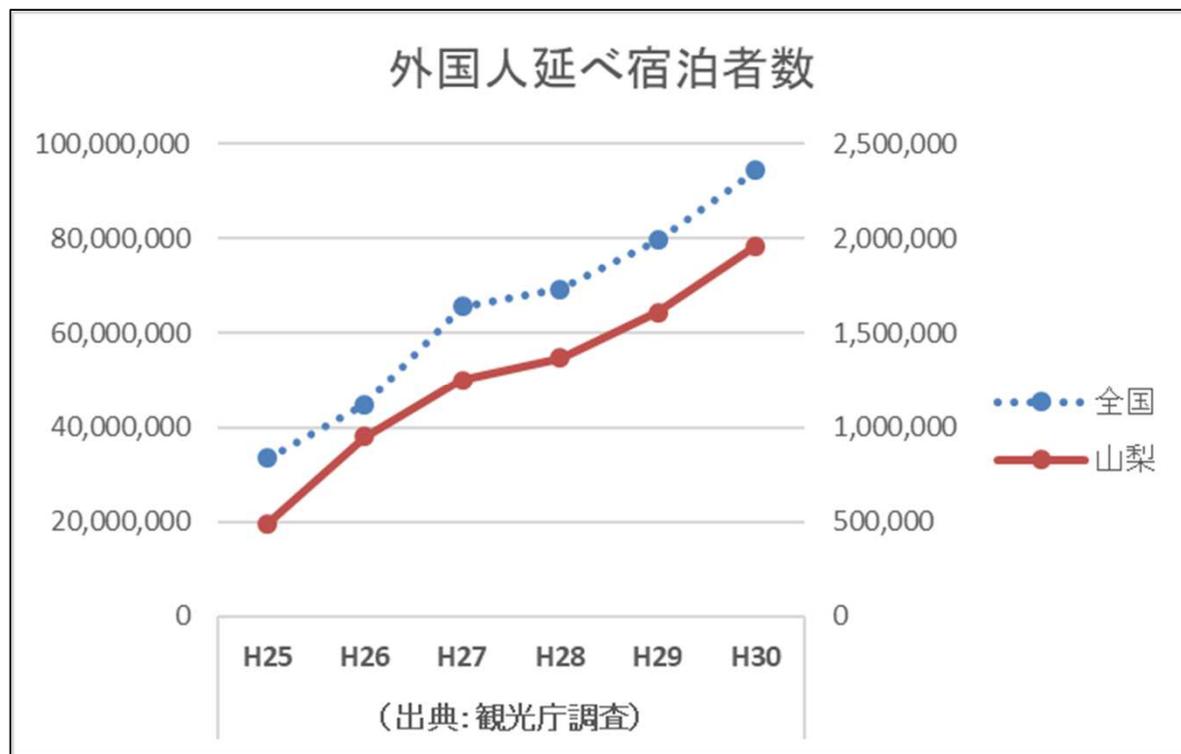
利用者1人あたりの事故件数の割合

	通勤・通学時の自転車利用者数(2010)	自転車関与の事故件数(2010)	利用者に対する事故件数の割合
全国計	9,335,605 人	151,683 件	1.62%
山梨県	38,649 人	711 件	1.84%



## 5. 自転車を取り巻く環境の変化

- 外国人観光客が増加傾向にあり、レンタサイクルの利用増加が見込まれる。



## 5. 自転車を取り巻く環境の変化

・県では、2020年東京オリンピックの自転車競技ロードレース会場となることを契機に観光振興や健康増進等に自転車の活用を推進していく。



### 山梨県自転車活用推進計画(素案) 概要版

#### 1. 計画策定の趣旨

##### 背景と目的

- 「自転車活用推進法」が平成29年5月に施行され、自転車の活用の推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」が平成30年6月に閣議決定されました。
- 県内では、以前より自転車関連イベントが複数開催されており、また、2020年の東京オリンピックでは、自転車競技ロードレースが県内を経由するなど、自転車に関する注目が高まっています。
- 本県の自転車の活用に関する実施すべき施策を明確化し、県民及び行政・民間事業者等が一体となって自転車活用を推進するための指針として本計画を策定します。

##### 位置づけ

自転車活用推進法第10条に基づく都道府県版自転車活用推進計画であり、本県の自転車施策に関する最上位計画です。

#### 2. 目指すべき将来の姿 「サイクル王国やまなし」の実現

誰もが安全で快適に自転車を活用することができる自転車利用環境を備えた  
「サイクル王国やまなし」の実現

#### 計画目標

観光	サイクリングの利用者層に応じた魅力づくりと受入環境の形成
まちづくり・環境	広域サイクリングネットワークと市街地の自転車通行空間の形成・環境の維持、改善
安全・防災	誰もが安全に安心して自転車を利用できる地域社会の実現
健康・スポーツ	自転車を活用した健康増進やスポーツ振興

#### 施策

1. 自転車の通行ルールについての啓発活動
2. 自動車運転者に対する自転車へ配慮した運転の啓発活動
3. 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
4. 学校等における交通安全教室の実施強化

## 6. 国の自転車活用推進計画における自転車保険の加入促進要請

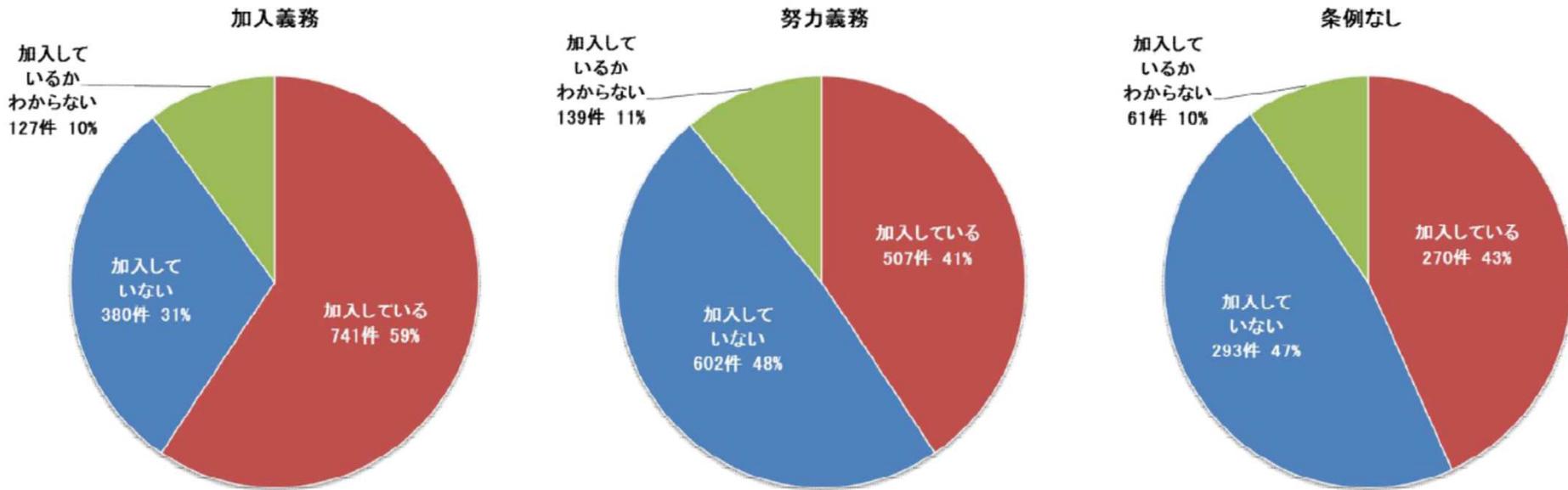
- ・ 自転車活用推進計画の附則において、地方公共団体に対して条例等による自転車保険への加入促進を要請

### (5) 附則に対する今後の取組方針

また、法の附則第3条第2項に基づく、「自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度」については、地方公共団体に対して、条例等による損害賠償責任保険等への加入促進を図ることを要請するとともに、これによる損害賠償責任保険等への加入状況等を踏まえつつ、新たな保障制度の必要性等について検討を行う。

## 6. 国の自転車活用推進計画における自転車保険の加入促進要請

- ・国土交通省の調査によると、自転車損害賠償責任保険等の加入促進に条例化（加入義務）は有効との結果が示されている。



《調査概要》※国土交通省調べ

調査方法：インターネットリサーチ会社によるアンケート調査、対象者：調査地域に居住している自転車利用者（インターネットリサーチ会社モニター）

対象地域：加入義務（大阪府・兵庫県）、努力義務（千葉県・東京都）、条例なし（神奈川県）、回答者数：3,120人、実施時期：2018年11月19日～2018年11月20日

## 6. 国の自転車活用推進計画における自転車保険の加入促進要請

- ・ 自転車保険への加入を義務づける内容の標準条例が技術的助言として示された。

自活推第47号  
平成31年2月22日

各都道府県・政令指定市の長 殿

自転車活用推進本部事務局長

自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する  
標準条例について（技術的助言）

近年、自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償において、加害者側に高額な賠償命令が出ていることや、加害者に責任無能力者を含む未成年者が多いことを踏まえると、被害者救済の観点から、自転車の利用者等に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する必要がある。

一部の地方自治体においては、条例により自転車利用者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務づけており、この条例による加入の義務づけは、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に高い効果が上がっていることから、自転車活用推進計画（平成30年6月閣議決定）において、「地方公共団体に対して、条例等による損害賠償責任保険等への加入促進を図ることを要請する」こととしている。

これを踏まえ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、各地方公共団体が自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図るに当たって定める条例のひな型を別紙のとおり策定したので、参考に資するため送付する。

## 6. 国の自転車活用推進計画における自転車保険の加入促進要請

- 標準条例では、  
自転車利用者  
未成年を監護する保護者  
事業者  
自転車の貸付けを業とする者  
について、自転車保険への加入を  
義務づけることを規定

(趣旨)

第1条 この条例は、近年、自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償において、加害者側に高額な賠償命令が出ていることに鑑み、被害者救済の観点から、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図るため、自転車損害賠償責任保険等への加入の義務づけ等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において「自転車損害賠償責任保険等」とは、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。

(自転車損害賠償責任保険等への加入等)

第3条 次の各号に掲げる者は、それぞれ自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

一 自転車を利用する者(未成年者を除く。)

自転車を利用する者(未成年者を除く)は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

二 未成年者を監護する保護者

未成年者を監護する保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

三 事業者

事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

四 自転車の貸付けを業とする者

自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付事業者」という。)は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者が当該

## 6. 国の自転車活用推進計画における自転車保険の加入促進要請

- ・また、自転車小売業者に対して、購入者への保険加入の有無の確認に努めること、確認できないときは情報を提供するように努めることを規定

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第4条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、その従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 自転車貸付事業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(情報の提供等)

第5条 県（都、道、府又は政令市）は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者、その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校等の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

## 7. 他都道府県の自転車安全適正利用に関する条例制定状況

- 22都道府県において条例制定（H31.4時点）
- 自転車利用者の保険加入義務づけは9府県（努力義務は13都道県）  
義務づけの内訳：埼玉県、神奈川県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鹿児島県

	①保険への加入				②加入の確認		
	自転車利用者（未成年者除く）	自転車を利用する未成年を監護する保護者	従事者に自転車を利用させる事業者	自転車貸付事業者	小売業者	学校長等	自転車貸付事業者
義務づけ	9	7	8	7	6	0	2
努力義務	13	9	11	7	7	4	1
規定なし	0	6	3	8	9	18	19

**※いずれも罰則規定なし**

## 7. 他都道府県の自転車安全適正利用に関する条例制定状況

- ・ 子供へのヘルメット着用義務づけは3府県（努力義務は10都県）

義務づけの内訳：京都府－同乗幼児

静岡県－同乗幼児、通学に利用する中学生以下

鹿児島県－同乗幼児、中学生以下すべて

	ヘルメット着用に関する規定					
	利用者の着用	高齢者の着用	子どもへの着用	家族等の高齢者への助言	レンタサイクル事業者の利用者への助言	小売業者の購入者への助言
義務づけ	0	0	3	0	0	0
努力義務	6	2	10	12	2	2
規定なし	16	20	9	10	20	20

※具体的に「ヘルメット」の記載がない自治体も「安全利用のために必要な措置を講じる」「事故の被害を軽減するための器具の使用に努める」等の規定を設けている

**※いずれも罰則規定なし**

## 8. 実施している主な自転車安全適正利用対策

### 【山梨県・山梨県交通対策推進協議会（121機関・団体）】

- 「第10次山梨県交通安全計画」「山梨県交通安全実施計画」へ自転車の安全利用の推進を規定
- 「山梨県交通安全運動基本要綱」の重点目標に「自転車の安全適正利用の推進」を設定し、「自転車安全利用五則」の徹底やあらゆる機会を通じての自転車通行ルールの周知徹底等を規定
- チラシ・ホームページ・メディア等による啓発（今年度は自転車事故の7割を占める一般利用者及び高校生に向けた啓発の実施）
- 新入学児童への交通安全啓発絵本の配布

### 【教育委員会・警察本部・市町村・県交通安全協会】

- 管内の小中学校を対象とした自転車交通安全教室の実施
- 「交通安全子供自転車大会」の実施
- 「自転車運転免許証」の作成・配布
- 自転車運転シミュレーターによる体験

など



## 9. 経緯・現状まとめ

- ・ スマホをしながらなどの悪質な運転や自転車事故に伴う高額な賠償命令の事例が全国的に社会問題となっていることに加え、本県では、
  - (1) 全事故に占める自転車関与の割合が増加傾向にあること
  - (2) 若年層の保険加入率が低いこと
  - (3) 外国人観光客が増加傾向にあり、レンタサイクルの利用増加が見込まれること
  - (4) 2020年東京オリンピックの自転車競技ロードレース会場となること等を契機に、観光振興や健康増進等に自転車の活用を推進していくことから、

### 自転車の安全で適正な利用の促進と

### 自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図ることが重要

## 対策の方向性（案）

---

**自転車の安全で適正な利用の促進及び自転車損害賠償責任保険等の加入促進を図るため、**

**・「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定する方向で検討**

**・より効果的な自転車安全適正利用が図られる施策を検討**